

議案第 97 号

鳥羽志勢広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、鳥羽志勢広域連合の事務所の位置を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 1 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更する規約

鳥羽志勢広域連合規約(平成 11 年 2 月 23 日三重県指令南企第 2-85 号)の一部を次のように変更する。

第 6 条中「志摩市磯部町迫間 22 番地」を「志摩市磯部町山田 800 番地」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

鳥羽志勢広域連合の事務所の位置を志摩市磯部町迫間 22 番地から志摩市磯部町山田 800 番地とするよう鳥羽志勢広域連合規約の一部を変更するため、関係地方公共団体が協議することについて議会の議決が必要であるので、本議案を提出するものである。